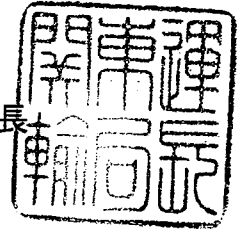




関自旅二第3213号
平成31年3月28日

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会長 殿

関東運輸局長



公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け関東運輸局長公示。以下「公定幅運賃審査基準」という。）に基づき、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、事業者全体車両数の7割以上となる要請（別紙）があり、公定幅運賃審査基準に基づき要否の判定を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があるものと判断しました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定に基づき通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を平成31年5月27日までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

1. 要請期間 平成30年11月21日～平成31年2月20日

2. 要請状況

要請事業者数	要請事業者の車両数		
	特大型	大型	普通
法人	89 者	17 両	6,246 両
			計(A) 6,264 両

地区全体の車両数(B)	両
6,806	両

要請車両数割合 (A÷B) × 100	%
92.04	%

3. 要請における所要増収率 7.9%～25.2%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金 1車両1回につき スリッパ	
	初乗		加算		初乗		加算			
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額		
普通車	① 1.100 km	500 円	259 m ～263	100 円	80 秒	100 円	60 分	5,500 円	2,450 ～ 2,500 円	300 円
	② 1.200 km	500 円	261 m ～275	100 円	90 ～95	100 円	60 分	5,200 ～ 5,350 円	2,350 ～ 2,400 円	310 円
	③ 1.270 km	500 円	255 m	100 円	76 秒	100 円	60 分	5,340 円	2,410 円	300 円
	④ 1.300 km	480 円	280 m	100 円	95 ～100	100 円	60 分	4,800 円	2,150 円	300 円
	⑤ 1.300 km	500 円	260 m ～285	100 円	90 ～105	100 円	60 分	4,900 ～ 5,150 円	2,200 ～ 2,500 円	290～500円
	⑥ 1.300 km	550 円	250 m	100 円	85 秒	100 円	60 分	5,400 円	2,400 円	310 円
	⑦ 1.350 km	520 円	260 m	100 円	90 ～95	100 円	60 分	5,000 ～ 5,150 円	2,250 ～ 2,300 円	300 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金 1車両1回につき スリッパ	
	初乗		加算		初乗		加算			
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額		
普通車	2.000 km	730 円	293 m	90 円	105 秒	90 円	60 分	4,450 円	2,010 円	300

5. 現行運賃改定
平成19年11月30日認可(平成26年2月28日消費税に伴う改定公示)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

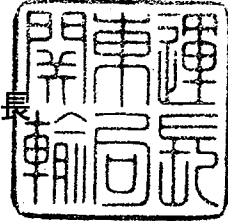
2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。



関自旅二第3213号
平成31年3月28日

県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議長 殿

関東運輸局長



公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け関東運輸局長公示。以下「公定幅運賃審査基準」という。）に基づき、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、事業者全体車両数の7割以上となる要請（別紙）があり、公定幅運賃審査基準に基づき要否の判定を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があるものと判断しました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定に基づき通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を平成31年5月27日までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

1. 要請期間 平成30年11月21日～平成31年2月20日

相模・鎌倉

2. 要請状況

要請事業者数	要請事業者の車両数	
	特定大型	普通
法人	55 者	8 両
	40 両	2,217 両
	計(A)	2,265 両

地区全体の 車両数(B)	2,477 両
-----------------	---------

要請車両数割合 (A÷B)×100	91.44 %
----------------------	---------

3. 要請における所要増収率 10.4%～27.8%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金
	初乗		加算		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	
普通車	① 1.070 km	500 円	255 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	3,800 円	1車両1回につき 300円
	② 1.100 km	500 円	259 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,700 円	300円
	③ 1.300 km	500 円	260 m ～271	100 円	89 秒 ～100	100 円	30 分	3,350 円 ～ 3,490 円	300～330円
	④ 1.300 km	520 円	260 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,500 円	300円
	⑤ 1.350 km	520 円	260 m	100 円	90 秒 ～105	100 円	30 分	3,400 円 ～ 3,450 円	300円
	⑥ 1.500 km	600 円	293 m	100 円	105 秒	100 円	30 分	3,300 円	300円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金
	初乗		加算		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	
普通車	2.000 km	730 円	293 m	90 円	105 秒	90 円	30 分	2,990 円	1車両1回につき 1km スリッパ

5. 現行運賃改定
平成19年11月30日認可(平成26年2月28日消費税に伴う改定公示)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

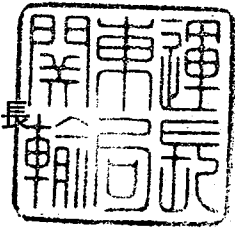
2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。



関自旅二第3213号
平成31年3月28日

湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会長 殿

関東運輸局長



公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け関東運輸局長公示。以下「公定幅運賃審査基準」という。）に基づき、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、事業者全体車両数の7割以上となる要請（別紙）があり、公定幅運賃審査基準に基づき要否の判定を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があるものと判断しました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定に基づき通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を平成31年5月27日までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

1. 要請期間 平成30年11月21日～平成31年2月20日

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数	
法人	者	特定大型	普通
55	者	8 両	40 両
		2,217 両	2,265 両
		計(A)	

地区全体の車両数(B)	2,477 両
-------------	---------

要請車両数割合 (A÷B)×100	91.44 %
----------------------	---------

3. 要請における所要増収率 10.4%～27.8%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金		
	初乗		加算		初乗		加算		1車両1回につき		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	額	スリップ	
普通車	① 1.070 km	500 円	255 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	3,800 円	30 分	3,800 円	300 円
	② 1.100 km	500 円	259 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	3,700 円	30 分	3,700 円	300 円
	③ 1.300 km	500 円	260 m	100 円	89 秒	100 円	30 分	3,350 円	30 分	3,350 円	300～330 円
	④ 1.300 km	520 円	260 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,490 円	30 分	3,490 円	300 円
	⑤ 1.350 km	520 円	260 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,400 円	30 分	3,400 円	300 円
	⑥ 1.500 km	600 円	293 m	100 円	105 秒	100 円	30 分	3,450 円	30 分	3,450 円	300 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃				時間制運賃				迎車回送料金		
	初乗		加算		初乗		加算		1車両1回につき		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	額	スリップ	
普通車	2,000 km	730 円	293 m	90 円	105 秒	90 円	30 分	2,990 円	30 分	2,990 円	1km

5. 現行運賃改定
平成19年11月30日認可(平成26年2月28日消費税に伴う改定公示)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。